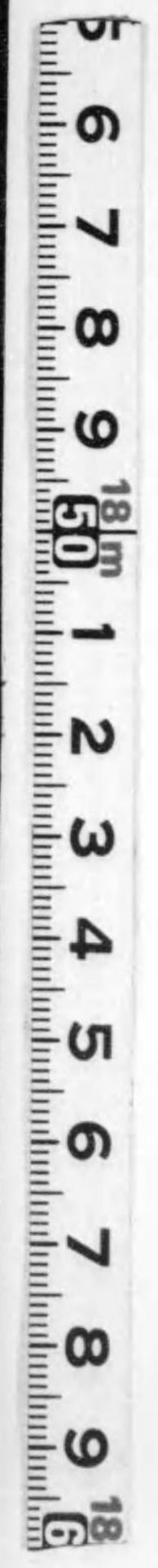


327
869

工場法解説

附工場法、施行令、施行規則、訓令、及章程



始



工場法解説

附 工場法 施行令 施行規則
訓令 警視廳令

327-869

凡 例

一 本書は工場法及其他施行に關する諸法規中特に工業主として須知すべき事項に付解説をなしたるものにして過般農商務省商工局より各廳府縣の工場監督官に提示せられたるものに準據したるものなり

二 本書は重要事項に付記述を爲したるものなれども其他尙須要の事項あれば之等は法令の精讀を煩さざるべからず

本書は附録として工場法、施行令、施行規則及警視廳令等を添付し以て讀者の便に供せんとす

大正五年八月

編 者 識

大正
5. 8. 28
内交

工場法解説目次

第一章	工場法の適用を受くべき工場	一
第二章	就業時間及休日休憩に関する規定	五
第三章	附幼少年工雇入に関する規定	一二
第四章	危険有害の就業禁止に関する規定	一三
第五章	病者産婦使用の制限に関する規定	一五
第六章	工場設備に関する規定	一七
第七章	職工扶助に関する規定	一八
第八章	歸郷旅費の支給に関する規定	二四
第九章	貸金及貯蓄金に関する規定	二五
第十章	職工名簿及負傷疾病の届出に関する規定	二八
第十一章	徒弟に関する規定	三〇
第十二章	差當り工業者の注意すべき事項	三一

五大
80.8
交内

附 録

工場法……………一
 工場法施行令……………七
 工場法施行規則……………二一
 農商務大臣訓令……………三四
 警視廳令(施行細則)……………三五

工場法解説

第一章 工場法の適用を受くべき工場

工場法は必ずしも總ての工場に適用せらるるものではない其の適用を受くるものは(一)常時トクニ十五人以上の職工を使用する工場か又は(二)使用職工が十五人以下であつても事業の性質が危険であるか又は衛生上有害なる工場であれば之を適用するのである。

工場法は右兩種類の工場に限り適用せらるる次第ではあるが之れには例外がある、即ち(一)假令十五人以上の職工を使用する場合あつても其の事業に原動機を用ゐないで且つ事業の性質が軽易なる場合には適用せられないので其の軽易なる事業の種類は施行令第一條に列記せるもので即ち左の如きものである。

菓子、餡又麵麩の製造

寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又は麩の製造

清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、酢、醬油又は味噌の製造

行李、簾、籠、和傘骨其の他の杞柳、籐、竹、籐、經木、蔓、莖又は藁の手工品の製造

經木眞田又は麥稈眞田の編製

「アタン」、「バナマ」又は之に類するものを以てする帽子其の他のものの編製

扇子、團扇、和傘又は提灯の製造

紙、絲、棉、竹又は布帛を主たる材料とする玩具又は造花の製造

形紙、紙函、元結又は水引の製造

被服、足袋其の他の布帛類の裁縫

手工に依る組紐の編製

刺繡、「レース」、「バテンレース」又は「ドロンワーク」の業

此等の事業は原動機を使用せないときには總て工場法の適用を受けないのであるが併し其の操業の何れかの部分に原動機を用ゐるときには工場法全部の適用を受くるものとするので原動機の種類は施行規則第一條に定められたるもの即ち蒸気機關、蒸気タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ベルト水車及電動機等である。

次に工場法第一條第二號の事業の性質が危険なるもの又は衛生上有害の虞あるものの中で工場法の適用を受くるものは施行令第三條に列記せられたる事業であつて即ち左の如きものである。

毒劇物又は毒劇薬の製造

動物の剥製

金屬の熔融又は精煉

水銀を用ゐる計器の製造

磷寸の製造

火薬、爆薬又は火工品の製造又は取扱

塗料又は顔料の製造

「エーテル」の製造

溶剤を用ゐる護膜製品の製造

脂肪油の精製

溶剤を用ゐる油の製造

「ボイル油」の製造

礦油の蒸溜又は精製

乾燥油又は溶剤を用ゐる擬革紙布又は防水紙布の製造

亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又は水素瓦斯を用ゐる事業

金屬、骨、角又は貝殻の乾燥研磨

硝子の製造、腐蝕、砂吹又は粉碎

織物又は編物の起毛

製棉

麻の梳解

其の他農商務大臣の命令を以て指定したる事業

茲に列擧した各種の事業は工場法第一條第二號に該當するもので工場法の適用を受くべき事業の種類であるが此の列記事業以外のもので危険又は有害なる事業のあるべきことは勿論であるから此等の事業に對しては農商務大臣に於て漸次工場法の適用をなすことの権能を有するもので即ち前記列擧事業の末段に「其の他農商務大臣の命令を以て指定したる事業」と規定されたのである而して此の法文に依つて今後に於て指定せらるべき事業の何であるかは今茲に明言することを得ないが此等の事業には常時職工十五人以上を使用せざるに限り當分工場法の適用を必要とせざる工場として工場法の適用より除外せらるるものである而して前段に列記せる各事業は苟も「工場」の形態實質を備ふる場合には職工の員數如何に拘らず工場法の適用を受くるものとなるのである。

鑛山業に附屬する一切の工場(鑛業法第一條)に就て鑛業法令の取締を受くることとなつて居るから工場法の適用より除外せらるるので施行令第二條の規定する通りである。

尙ほ工場法第二十四條工場法第一條に該當せざる工場(危険有害に非ずして職工當時十五人以下の分)であつて苟も原動機を用ひ

るものであれば農商務大臣は工場法の一部を適用することを得るの規定であるが之に就ては從來既に各應府縣に於て一般警察を以て一應の取締を爲して居るから當分は其の儘となし工場法第一條の工場に對して工場法の適用が習熟してから漸次其の適用を此等の工場にも擴充すると云ふ見込である。

注意 (以下工業主と云ひ職工と云ふは總て工場法の適用を受くる工場の工業主又は職工を指稱するものと思はれたし)

第二章 就業時間及休日休憩に関する規定

工場法は職工の就業時間を十二時間に制限したのであるが總ての職工に付て制限したるものでなく即ち十五歳以上の男子は全く此の時間の制限を受けないものであつて十五歳以上の男子のみを用ゐる工場では假令工場法の適用を受くる場合であつても時間の制限に関する規定の適用を受くるものではない。

工場法の十二時間制限(工場法第三條)は十五歳未満の男女工及十五歳以上の女工(以下保護職と略稱す)に限らるのであるから保護職工と十五歳以上の男工とを共同に操業する場合であつても法律は單に保護職工のみに對して時間の制限を格守すべき旨を命するのである。

以上陳ぶる所に依り十二時間の制限は多數の保護職工を使用する工場に於て最も多く其の影響を受くるの譯であるが併し施行規則に於て器械生絲製造其他織物、編物工場の從來の慣習、現在に於ける事業の趨勢等其他特殊の事情に鑑みて第三條を以て左の如く規定したのである。

器械生絲製造の業務及地方長官の告知したる工場に於ける輸出絹織物の業務に付ては工業主は十五歳未満の者及女子の一日の就業時間を工場法施行後五年間は十四時間迄其の後十年間は十三時間迄延長することを得

織物及編物の業務に付ては工業主は十五歳未満の者及女子の一日の就業時間を工場法施行後二年間は十四時間迄延長することを得(施行規則 第三條)

即ち右法文第二項に依り織物(同條第一項の輸出絹織物の業務を包含するは勿論なり)及編物の業務は大正七年八月末日迄は十四時間迄の操業を爲すことが出来るので此の二箇年の期間内は第一項に依り輸出羽二重其の他の輸出絹織物工場に對して地方長官から告知がないにしても當然十四時間の操業を爲すことが出来るものとしよいのである器械生絲製造の業務及右輸出絹織物の業務は今後十五箇年間に涉りて時間延長の公認を受けたのではあるが此等時間の延長は職工の衛生から云ふときは決して悦ぶべきことでないからして工業主は假令延長の自由があつたとしても可成勞働効率の増進に注意し出來得るだけ時間の短縮を行ふことが大切である。尙ほ茲に一言すべきことは前段の特例の設定に附加して工場法第八條第三項の規定即ち

臨時必要ある場合に於ては工業主は其の都度豫め行政官廳に届出て一月に付七日を超えざる期間就業時間を二時間以内延長することを得

の適用あることで此の場合に於ては必ず「臨時の必要」の存在するを要するものであつて若し此の必要の

存在せざるにも拘らず猥りに就業時間を延長するが如きことがあれば工場法第三條の違反者として工場法第二十條に規定する刑事上の責任を免るることを得るのである。

次に季節に依り繁忙なる業務に付ては前記特例の外別に工場法第八條第四項の規定に依り時間の延長を行ふことを得るのであつて其法文左の如くである。

季節に依り繁忙なる事業に付ては工業主は一定の期間に付豫め行政官廳の認可を受け其の期間中一年に付百二十日の割合を超えざる限り就業時間を一時間以内延長することを得此の場合に於ては其の認可を受けたる期間内は前項を適用せず

以上は十二時間制限に對する重なる特例であるが右事業以外の工場では此等の特例には何等の關係なく一に工場法第三條の規定に従ふべきものである。

尙ほ工業主は常に職工が他工場に兼務せるや否やに付て注意しなければならん夫れは他の工場の就業時間は自家の工場の就業時間と通算せらるることになつて居るからで此の場合には職工名簿に其の旨を記載すべきものである(職工名簿記 載心得第七)

以上は一般の工場に付ての就業時間の制限であるが夜業を爲す工場に於て別に特種の制限に服することになつて居る即ち保護職工には午後十時より午前四時に至る間即ち「中夜」とも稱すべき時間の間操業せしむることが出来ないことである(工場法 第四條)併し之には二つの例外があつて一の例外は業務の性質上已むを

得ざるものであつて其の業務の種類は工場法第五條に於て規定せるものとするので施行規則第四條に於て左の如く之を特定せられたのである。

一 魚介の罐詰、鹽詰、鹽藏、燻製、煮乾其の他腐敗又は變質を防止するに必要な業務
果實の罐詰又は果實酒の醸造に關する業務

二 新聞紙の印刷に關する業務

第二の例外は職工を二組以上に分けて交替に就業せしむる場合であつて大正二十年八月末日迄を期限として中夜業の禁止を解除せられたのである(工場法第六條)而して此の十五箇年間の猶豫期間内に於て中夜業を營む場合及工場法第五條第二號に該當する新聞紙の印刷に關する中夜業に付ては職工の就業に付て特殊の制限に服せなければならのであつて其の制限は工場法第七條の規定するところのもの即ち左の條項である。

(工業主は十五歳未満の者及女子に對し毎月少くとも二回の休日^(第六條)を設け)職工を二組に分ち交替に午後十時より午前四時に至る間に於て就業せしむる場合及第五條第一項第二號に該當する場合に於ては少くとも四回の休日^(第六條)を設け又一日の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に於て設くへし

職工を二組以上に分ち交替に午後十時より午前四時に至る間に於て就業せしむるときは十日を超えさ

る期間毎に其の就業時を轉換すへし

本來中夜業は最も多く職工特に保護職工の健康を害するものであるから事業の性質上已むを得ざるものは暫く之を措くも其の他の工業主は十五箇年の猶豫期内に之れが全廢に付て一定の計畫を確立し漸次に工場法の要求に近づき期限到達の節には萬一にも業務上に著しき影響なきやうしなければならん其他職工の就業上に付ても工場都合の許す限り以上の保護を加へむことを希望するのである。

休日及休憩に關しては工場法の命じたる毎月二度(若くは四度)の休日は之を如何に配置すべきやと云ふに法の精神に鑑み休日と休日との間隔は出來得る丈け之を均一にすべきこと勿論であつて又此の休日は成る可く使用職工の全員を通じて一整に與ふるをよとするのであるが、若し業務の都合上之を爲し難き場合には組に分ちて之を與へても差支ないので此の場合には組の區分を最も明確となし業務の都合に依り狼りに職工の組屬を變更し之れが爲に其月の休日を減減するやうのことがあつてはならぬのである。而して其の休日には單に業務を休ましむる丈けでなく他に相當の方法を以て心身の慰安又は向上の方法を講ずるは工業主の當に努むべきことである。

又休憩時間に付ては三十分又は一時間を一度に之を與ふるには及ばざるもので即ち二度とか三度とかに分割しても差支ないのであるが之を就業時間中(休憩時間は就業時間中に算入す)に設くることは勿論であつて又一休憩時と他の休憩時及就業時の始終する時限と時間は出來得る丈け時間の均一を保つべきやうにすべきで業

10
務の性質の許す限り此の休憩は職工の全員若は大多數を通じて之を與ふることを要するのである加之其の時間内は成るべく機械の運轉を止むると共に職工をして現場より離れしめて戸外の新鮮なる空氣に觸れしむる等休憩時には充分職工の氣力を恢復するの途を講ずることは最も喜ばしきことで法の精神も亦此にあるのである尙ほ休憩時間内には食事を爲さしむることを妨げないのであるが食後直に勞働に取り掛からしめるやうのことは之を避けしめなければならん。

以上の外工業主は十二歳以下の職工を使用することは工場法第二條第一項の定むる所であるが地方長官に於て輕易なる業務なる時には就業に關する條件を附して十歳以上の者に限り其の就業を許可するがと出來るのであつて(工場法第二條第二項)其の業務の種類及許可に附せらるべき條件は左の如く定められたのである。

(大正五年八月三日農商務省訓令第十號)

輕易なる業務の範圍

- 一 菓子、卷煙草、黃燐を使用せざる燐寸(黃燐を使用する燐寸に付ては工場法施行後二年間を)、刷子又は鈕釦の製造工場に於ける函詰、綴附、包装又は標紙の貼付
- 二 紙函又は燐寸製造工場に於ける函貼
- 三 印刷、製本又は製紙工場に於ける紙の折疊又は帶封掛
- 四 生絲製造工場に於ける屑物の處理

五 織物工場に於ける篋通、綜統通、絲の手繰又は管卷

六 地方長官、農商務大臣の認可を受けて定むる業務

就業許可に附せらるべき條件

- 一 一日の就業時間は六時間を越えざること
- 二 一日の就業時間か三時間を超ゆるときは就業時間中に三十分以上の休憩時間を設けること
- 三 毎月四回以上の休日設けること
- 四 其他地方長官に於て必要と認むる事項

第三章 幼少年工雇入に關する規定

職工の年齢に關しては工場法第二十二條第二項に嚴重なる規定が設けられてあるのであつて其の趣旨は工業主、工場管理人其他會社に在りては取締役等が職工の年齢を知らないからと云つて刑事上の責任を免るることを得ないと云ふことを定めたのであるが工業主、工場主、工場管理人、會社の取締役及取扱者に過失がないときは其の責を免るること勿論ではあるが少しでも年齢を知らなかつたことに關して注意を缺いたときは(過失あるときは)忽ち法の制裁に觸ることとなるのであるから充分此の點に付ては注意すべきである。

工場法は工業主が職工の年齢を知ることには右の如く最大の注意を爲すべきことを強要すると共に他の一面に於ては職工が果して十二歳以上であるかが不明なる場合には戸籍吏に對して無償にて證明を求むるの途を設けたるのであるから(工場法第十六條)年齢に付て若し疑ある場合には主なる戸籍吏に對し證明を求めたる後に就業せしむるやうすべきである。

幼少年者であつて尋常小學校の教科を修了せず然かも義務免除又は就學猶豫の特例に該當しない者は(小學校令第三十二條、第三十三條、第三十四條、第工業主は之を雇傭する爲に右の兒童の就學を妨ぐる譯には行かないのである。

此の事たる小學校令第三十六條の規定する所であつて此の義務は從來より工業主の負擔する所であつて工場法の實施に依つて義務の實質内容に何等の變更増減を生じたものでないが併し茲に新しき他の義務を發生したことは注意すべきことであつて即ち施行令第二十六條は右の兒童を雇傭する場合には工業主は就學に關して必要な事項を定めて地方長官の許可を受くべきこととせられたることである此の意味は工業主は小學校令に依りて負擔する義務を如何に履行するかと云ふことに付て其の方案を定めて認可を受けなければならぬ今一例を擧ぐれば其の土地に於ける尋常小學校の授業時間内(事實出校すると否とに關せず)は全然之を工場に於て就業せしめずと云ふが如き又は其の工場に尋常小學程度の教育設備あるときは之に於て小學教育を授くべしと云ふが如き方法を定めて認可を受くるのである而して此の認可は本年中に之を申請しなければならぬのである(施行令第三十九條)

第四章 危険有害の就業禁止に關する規定

時間の制限を受けざる十五歳以上の男工に對しては操業上に關しても亦何等の制限を受けないのであるが保護職工に對しては危険又は衛生上有害と認むべき業務に就かしむことは禁せられたのである而して其の業務の種類は工場法第九條、第十一條の規定に基きて施行規則第五條及第六條に於て特定されたのである即ち左の如きものである。

工場法第九條に掲ぐる業務の細別(保護職工全部に對して就業を禁せらるるもの)

- 一 原動機、電氣機械其の他の機械又は動力傳導裝置に附屬する勢輪、曲柄、連接桿、聯桿器、啣子桿、發電機の「コンミューター」、轉子、銳利なる刃物、齒輪、調帶車、車軸、車軸接手又は之に準すべき危険なる部分を其の運轉中に掃除、注油、検査又は修繕する業務
- 二 危険なる方法に依り運轉中の機械又は動力傳導裝置に調帶、調索の取附け又は取外しを爲す業務
- 三 汽罐の焚火、給水弁、阻汽弁の開閉又は安全弁の取扱
- 四 發電機、電動機、發電機の抵抗器若は變壓器の取扱又は高壓電線の接続
- 五 鋸機に木材を送給する業務

六 危険なる齒輪、調帯車、勢輪、調帯、調索にして完全なる柵圍其の他危害豫防装置なきもの又は之に準すべきものに接近して行ふ業務

七 完全なる柵圍其の他危害豫防装置なき車軸道、足場其の他之に準すべき場所に於ける業務
工場法第十條に掲ぐる業務の細別—(十五歳以下の幼少年工のみに對して就業を禁ぜらるるもの)

一 砒素若は水銀又は其の化合物、黄磷、硫化磷、チアン水素酸、「チアンカリウム」、フルオール水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトロン、石炭酸其の他之に準すべき毒劇性料品を取扱ふ業務
二 「カリウム」、「ナトリウム」、過酸化ナトリウム、「エーテル」、石油ペンデン、「アルコール」、二硫化炭素其の他之に準すべき發火性又は引火性の料品を取扱ふ業務

三 火藥、爆藥又は火工品を取扱ふ場所に於ける業務

四 金屬、鑛物、土石、骨、角、襪褸、獸毛、棉、麻、藁等の塵埃、粉末を著しく飛散する場所に於ける業務

五 砒素、水銀、黄磷、鉛、チアン水素酸、「フルオール」、「アニリン」、「クローム」若は「クロール」又は其の化合物其の他之に準すべき有害料品の粉塵、蒸氣若は瓦斯又は酸性瓦斯を發散する場所に於ける業務

六 多量の高熱物體を取扱ふ業務又は金屬、鑛物、土石類の熔融若は煨燒を爲す高熱の場所、高熱

の乾燥室其の他之に準すべき場所に於ける業務

前段掲げたる業務即ち工場法第九條の業務は主として物理學的危険なるものを保護職工の全部に對して之を禁止したのであるが同法第十條の業務は化學的の危険が其の大部分を占むるからして一定の注意力を有する以上のものに對して必しも之を禁すべきものでないから之に對しては十五歳以下の男女に限り之を禁じたるのである併し第五號及第六號の業務は其の危険有害の程度が著しいものであるからと云ふ理由に依て一般女工に對しても其の就業を禁じたのである。(工場法第十一號二項施行規則第七號)

第五章 病者産婦使用の制限に關する規定

工場法は農商務大臣に於て病者又は産婦に對して就業禁止の規定を設けることを得ることは同法第十二條の定むる所である之に付き施行規則第八條を以て其病種其の他を定められたので即ち工業主は左に掲ぐる疾病に罹れる者を就業せしむることは出來ぬのである尤も第四又は第五に掲ぐる疾病に罹れる者に付て傳染豫防の處置を爲したる場合には絶対に就業を禁止するには及ばぬのである。

一 精神病

二 癩、肺結核、喉頭結核

三 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓腦膜炎其の他之に準すべき急性熱性病

四 微毒、疥癬その他傳染性皮膚病

五 膿漏性結膜炎、トラホーム(著しく傳染の虞あるもの)其他之に準すべき傳染性眼病

工業主は肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其他の疾病に罹れる者にして就業の爲病症増悪の虞ある場合は之を就業せしむることを得ず

工業主は傳染病又は重大なる疾病に罹れる者にして其の症候消失したる後と雖健康の回復せざる場合は之を就業せしむることを得ず但し醫師の意見を徴し支障なしと認むる業務に就かしむる場合は此の限りに非ず(施行規則第八條)

右各種の疾病中平時に於て工業主の特に注意すべきものは肺結核であつて工業主は出来るならば時々職工の健康診断を行ひ以て本病に罹れる者あるや否やを檢索し若し之に罹れるものあるときは速に其の就業を差止め療養の爲休業を爲さしむる等健康恢復に付て必要な處置を取らなければならぬので「工業の健康」を保持する上に於て必須なる事項である同時に人道上當に努めなければならぬ責務である。其の他本病の豫防に付ては寄宿舎の採光通風に注意すると共に寢具の清潔を保ち常に日光消毒等を爲すことを努むるのみならず一床に二人の職工を臥せしむるやうの陋習は成る可く速に改むるやうになし肺結核患者を職工中より出さざるの覺悟を以て諸般の用意を爲すことが必要である。

尙ほ「トラホーム」は職工中之に罹るもの少くないのであつて工業主は之れが豫防及撲滅に關しては洗盤

其の他の用具を區別するは勿論其他必要な施設を爲すことを怠てはならぬのみならず其の症狀の悪しきものを發見したときには速に醫師の診察を乞はしむると共に其の「傳染の虞顯著なるもの」に付ては斷然之を休業せしむるは最も望む所であるが事情の困難なる場合には醫師の指圖に従ひ傳染豫防の處置を爲さしめなければならぬのである而して此の事は今回工業主の法律上の義務として規定せられたることは正に注意すべきである。

其他施行規則第九條は産後五週日を経過せざる者をして就業せしむることは出来ぬことを規定したのであるが乍去産後三週日を経過したる後に醫師の意見を徴して支障がないと認むる業務に就かしむる場合は此の限りでないのである尙ほ地方長官は右列記せるものの外必要に依ては工業主に對して病者又は産婦の就業に付て制限又は禁止を命ずることを得るものとしたのである。(施行規則第十條)

第六章 工場設備に關する規定

工場及附屬建設物其他の設備が危害を生じ又は衛生、風紀其他の公益を害する虞ありと認むるときは地方長官は豫防又は除害の爲必要な事項を工業主に命じ必要と認むるときは全部又は一部の使用を停止することを得ることは工場法第十三條の規定する所であつて此等の取締に付ては從來の廳府縣令に依るの外今後必要に應じ省令又は各廳府縣令を以て規定せらるるのであるから工業主は行政廳の干渉を受

けざるの以前に豫め改善の方法を講ずることは最も必要なこととするのである。

第七章 職工扶助に関する規定

工場法第十五條の規定に依り職工が(男女年齢を區別せず)業務上負傷し又は疾病に罹りたるときには工業主に於て職工自身の重大なる過失に原因したるものなることを證明し得る場合の外は之に對して扶助を爲さなければならぬのであつて此の扶助に付ては施行令第二章(第四條以下)に於て詳細に規定されたので其の概要左の如くである。

- (一) 工業主は前記職工に對しては其の治愈(又は死亡)するに至る迄は自分の費用を以て療養を施してやるか(例へば工場の病院に入院せしむること)又は職工に對して療養に必要な費用を支給せなければならん(施行令第五條)尤も療養開始後三年を経過しても治愈せざる場合には賃金百七十日分を支給して以後一切の扶助を打切ることを得るのであつて施行令第十四條の規定が夫れである。
- (二) 職工療養の爲全く勞務に服することが出来なかつて從て全く賃金を貰はない場合に於ては工業主は(一)の扶助を爲すの外初めの三箇月内は一日に付賃金の半額を支給し三箇月以後は三分一を支給すべきものと定められたので而して右職工が前記の状態を繼續する以上は三箇年間は此の扶助を繼續しなければならんが併し三箇年を経ても尙ほ治愈しなかつた場合には施行令第十四條の規定に依つて前項の扶助を

打切たときに限り之と同時に此の扶助をも打切ることの出来ることは前項に述べたる通りである。

- (三) 職工の負傷又は疾病が幸にして治愈したとしても之れが爲不具、廢疾其の他の障害を蒙りたる場合には工業主は其の状態の輕重に應じて賃金百七十日分以上、百日分以上等を支給すべきもので施行令第七條の規定が夫れである。

職工の負傷又は疾病治愈したる時に於て左の各號の一に該當する程度の身體障害を存するときは工業主は左に掲ぐる區別に依り扶助料を支給すべし

- 一 終身自用を辨すること能はざるもの 賃金百七十日分以上
- 二 終身勞務に服すること能はざるもの 賃金百五十日分以上
- 三 從來の勞務に服すること能はざるもの、健康舊に復すること能はざるもの又は女子の
外貌に醜痕を残したるもの 賃金百日分以上
- 四 身體を傷害し舊に復すること能はずと雖引續き從來の勞務に服することを得るもの 賃金三十日分以上

- (四) 以上は疾病又は負傷の治愈したる後に於ける身體障害に對する扶助であるが若し職工が不幸にして業務の爲に即死し或は業務上の負傷、疾病の結果治愈に到らんで死亡したる時には工業主は現に葬祭を行ふ遺族に十圓以上の葬祭料を支給し更に施行令第十條乃至第十二條の規定する所に從ふて特定の遺族

に賃金百七十日分以上を支給しなければならん此順位の第一に在るものは即ち配偶者である若し配偶者が不在のときは職工死亡當時其の属したる戸籍内(施行令には「家」と例へは他家に養子と爲りたる者は入らず又事實血は入らず)の直系卑属即ち子、孫以下又は直系尊属即ち父母、祖父母以上の者の中職工に最も近き親等のものとするのであつて而して同一程度に於て職工との親等近き者が二人以上あつたときは卑族を先きにするのである之れは卑族は尊族よりも先じて扶助を受くべき性質のものであると推定せられたからである。

前記に依つて特定の順位者を求めた上若し其の順位者が二人以上ある場合には如何に之を決すべきやといふに之は施行令第十一條の規定によりて決すべきもので其の法文は左の通りである。

前條第二項に定めたる同順位者の間に在りては其の順位は左の規定に依る

- 一 職工の家督相續人又は戸主は之を他の者より先にす
 - 二 男は之を女より先にす
 - 三 直系卑属に付ては男又は女の間在りては嫡出子を先にし嫡出子、庶子及私生子の間に在りては嫡出子及庶子は女と雖之を私生子より先にす
 - 四 前二號に掲ぐる事項に付相同しき者の間に在りては年長者を先にす
- 尙ほ職工が絶對に獨身であつて配偶者もなく又直系の親族もないと云ふときには如何にすべきやと云ふ

に之れは施行令第十二條に依るので其規定は左の如くである。

第十條の規定に該當する者なき場合に於ては左に掲ぐる者の中一人に遺族扶助料を支給すべし但し職工の遺言又は工業主に對して爲したる豫告に依り左に掲ぐる者の中一人を特に指定したるときは之に従ふべし

- 一 職工の家督相續人又は戸主
- 二 職工の兄弟姉妹にして職工死亡當時之と同一の家に在りたる者
- 三 職工の親族又は職工と同一の家に在る者にして職工死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者

(五) 以上述べた扶助の限度は工業主と職工との契約に依つて隨意に之を變更することは出来ないのみならず例令工業主に於て職工を解雇しても扶助義務の實體は之れが爲に毫末の影響を受くるものではない即ち前記三年の期間は解雇職工に付ても依然存續するものである(施行令第四條第二項)尙ほ扶助に關しては地方長官に於て工業主の申請に依り又は職權を以て事實を調査することも亦事件の調停をも爲すことが出来るのである。

扶助と損害賠償との關係に付て説明せむに工業主若しは工業主以外の第三者が故意又は過失に因り職工に業務上の負傷(疾)を爲さしめた場合には民法第七百九條の規定に依つて當然賠償を爲なければならんが

此の賠償と扶助と相重複する場合には職工は兩方を取得することが出来るや否やと云ふに此の點に關しては施行令第四條但書は「扶助を受くべき者民法に依り同一の原因に付損害賠償を受けたときは工業主は扶助金額より其の金額を控除することを得」と規定したのであつて即ち扶助は職工に損害あることを前提として行はるゝものであるから此の損害にして填補せられたる以上は同一原因に付ては其の填補の限度に於て扶助を受くること出来ないのである。

(六) 扶助を爲さざるを得る場合は如何なる場合かと云ふに施行令第十五條は之に關する規定であつて其の趣旨は次の如きものである。

(第一) 職工の雇傭關係が消滅して後一年を経過してから扶助を請求したときには工業主は其の請求に應ぜなくとも差支ないのである併し假令解雇一年後に請求しても之を拒否することの出來ざる二つの場合が存するので施行令第十五條の但書が之に關する規定で其趣旨は左の如くである。

(甲) 請求者が業務上の負傷を爲し又は疾病に罹りたることがあつて其の節之に對し扶金を支給したるに何等かの事情を生じ一旦扶助を中絶したる場合例へば其の負傷又は疾病が一旦治癒したりと誤信して扶助を中絶したるに其の後になつて實際は治癒したのでないことを發見したやうな場合には解雇一年を経過して居ても前と同一原因に基き従前の扶助關係を繼續せむことを申出たるとき(施行令第十五條第一號の但書、既に受けたる扶助の原因たる負傷又は疾病に基き請求するときに該當す)

(乙) (イ) 職工在職中業務上負傷し又は疾病に罹りたる爲解雇前に扶助を請求したけれども工業主に於て之に應ぜざる内に一年を経過したる場合なるときは假令解雇後一年を経過しても有効に従前の請求を繼續することを得ること(同上第一號但書中の「解雇前に請求したる扶助の原因」因たる負傷又は疾病に基き請求するときに該當す)

(ロ) 前段の場合と略同一の場合であつて職工在職中業務上負傷し又は疾病に罹りたるも在職中は扶助の請求を爲さなかつたが解雇後に至り(一年内)其の請求を爲したるに工業主に於て之に應ぜざる内に解雇より一年を経過してしまつた場合には一年後に至り更に其の請求を爲しても其の請求は有効に成立するものとするのである。(同上「解雇後」一年内に該當す)

(第二) 一旦扶助を受けて治癒したる負傷疾病が解雇後に再發したる場合であれば工業主は扶助を爲さなくともよいのである。(施行令第十條第二號)

(七) 扶助に關する大體の規定は施行令第十五條以下に定められたるのであるが工業主は之に準據して別に施行令第十九條に依り扶助規則を作成しなければならん施行令第七條其他の規定する標準は工業主の義務に屬する謂はば最小限度であるから工業主は此以上の扶助を爲すことは望ましいのである此の規定は本年中に之を作製して届出づべきもので若し扶助規則を變更せんとするときは施行規則第二十三條の規定に依り一月前に届出でなければならん其の一月前と規定した趣旨は萬一不都合なる變更であるとせば地方長官は施行令第十九條第二項に依り其の實施前に變更を命ずることが出來得るやうにしたので

ある。

第八章 歸郷旅費の支給に關する規定

歸郷旅費の支給は施行令第二十七條の規定する所であつて直接扶助に關するものでないけれども其の性質が類似せるものがあるから少しく之を説明をして置く。

工業主に於て職工に歸郷旅費を支給すべき場合は次のやうなときである。

- 一 未成年者若は女子が工業主の都合に依り解雇せられたるとき
- 二 施行令第五條若は第六條の規定に依り扶助を受くる職工が解雇せられたるとき
- 三 負傷疾病治癒したるも其の容態最も憐むべき施行令第七條第一號、第二號に該當する職工が解雇せられたるとき

(以上解雇のときは何れも解雇の日より十五日内に歸郷する場合に限る)

- 四 業務上の負傷又は疾病の療養開始後三年を経過するも治癒せざるの故を以て施行令第十四條に依り扶助料を給せられたる者が廢止の日より十五日内に歸郷するとき

尙ほ此の歸郷旅費の支給に付ても地方長官は其事實を審査し又は事件の調停を爲すことが出来るのである。

第九章 賃金及貯蓄金に關する規定

職工賃金の支拂は最も確實にして凝滞することあるべからざるものであるから施行令第二十二條に於て(一)必ず通貨を以て支拂ふべきこと(二)毎月一回以上に之を支拂ふべきことを規定せるのである。

賃金を物品拂にすることは往々弊害の之に伴ふ場合があるから之を禁制することを原則とするのであるが例へば山間偏地に在る工場に在りては職工自身に於て物品拂を利便とすることもあるからして斯る場合に於ては地方長官に於て事實「職工の利益」と爲るべきことを確めたときには賃金の一部に代へて他の給付を爲すことを豫め契約を以て定むることを許可するものである而して許可を受けたる契約の文面に基く支拂行爲に對しては施行令第二十二條の規定の適用なきは當然であつて施行令第二十四條第一號に付ては「職工の利益の爲」及「賃金の一部に代へ」と規定したるは即ち之に依るのである尙ほ從來から物品の契約を爲して居る所では此の際は「大正六年八月三十一日迄は其の效力を認むるのであつて其の契約の履行(物品拂)に對しては施行令第二十二條の適用を受けざるのである。

又或は一月以上に涉りて職工の賃金を支拂はず二箇月三箇月時として半年の久しきに至る迄工業主に於て之を留保するやうのことは往々にして弊害の伴ふものであるから之を禁制することを原則としたのであるが工業主に於て貯金を爲さしむる爲(施行令第二十條第一號)其の毎月支拂ふべき賃金の一部を留保することに

付ては豫め地方長官の許可を得たる場合に限り例外として之を公認するので此の場合には勿論施行令第二十二條の適用なきものとしてよいのである尙ほ一つの例外は施行令第三十八條第一項の規定する所であつて工場法施行前に於て工業主が職工の賃金を留保することに付契約を爲した場合には一箇年間之を公認するので此の場合に於ては此の契約に基く賃金の留保に對しては施行令第二十二條の適用は受けざるのである。

賃金の支拂に付ては必しも毎月一回以上に非ざる永年の習慣ある場合には今遽かに之に變革を加ふることとは其の地方の一般工業主に取つて資金融通上の支障を生ずることもあらんかを想察して大正八年八月三十一日迄は地方長官の許可を受けるときは従前の慣習に依て定められた支拂期を延長せざる限度に於て支拂期を定むるの契約を爲すことを認めたので従て其の契約に基く支拂期の延長に對しては施行令第二十二條の規定の適用をなさないのである。

尙ほ工業主は特定の場合に於て職工の賃金及貯蓄金を保留することを禁せらるゝもので即ち職工の死亡若し解雇及施行規則第二十二條の場合即ち(一)職工が一月以上に涉りて歸郷するとき(二)職工が自己の婚禮を行ひ又は自ら葬儀を施行するの費用に充つるとき(三)其他地方長官の命令を定めたる場合に於ては遅滞なく賃金を支拂はなければならぬのである若し又工業主が職工の貯蓄金を預れる場合に於ては同時に之を返還すべきものである(施行令第二十三條)併し此の貯蓄金に關しては施行令第二十四條第二號の場合即ち職工

が雇入契約に違反し其他職工の責に歸すべき事由に因て解雇せらるゝ場合には職工の貯蓄金中工業主の給與したる部分丈は交付せざることに關しては豫め地方長官の許可を受けて其の旨を契約したるときには其の契約に基き工業主自ら給與したる部分を控除することが出来るのである。

其他施行令第二十二條の規定は従來の契約の有無に拘らず本年中は一般の工業主に對して之を適用せざることとなつたので施行令第三十九條の規定が之に該當するのである。

以上は主として賃金及貯蓄金に關する事項であるが尙ほ工業主は職工の故意又は過失に因り損害を受くる場合及其他の場合を豫想して豫め違約金を定め若し損害賠償を豫定するやうの契約を爲すことは出来ないのである。

従來各工場に於て共濟會其他の仕組を立て、職工から其の賃金の一部を出金せしめて工業主も之に對し一部の補助金を支出して一定の財團を組織し職工が病災に罹るときは之に對して其の財團より一定金額を支出して救済の資に供するやうのことがあつて此等の組織に對しては此の際としては別に何等の措置を執らざる方針であるが尤も將來に於ては此の組織を一層組織的且つ合理的のものたらしむる爲相當の施設を爲すことあるべきことを豫期するも其の時期等は不明である而して前記財團の構成は必しも常に施行令第二十五條に所謂「工業主に於て職工の貯蓄金を管理する場合」に該當するものでないから之は地方長官の認可を受くるを要せざるのであるが若し共濟其他の名義を以てしても「貯蓄金管理」の實が

あるときには本條に依つて本年中に認可の申請を爲さなければならん。

第九章 職工名簿及負傷疾病の届出に關する規定

工業主は各工場毎に職工名簿を備付べきことは施行令第二十一條の規定する所であつて同令第三十九條第一項に依つて來年一月以降施行規則の末段第二號様式に掲ぐる事項を具備する職工名簿を調製し之を各工場に備付けなければならのであつて尙ほ其の記載の方法に關しては施行規則中様式の次に規定したる「記載心得」に遵據すべきものである。

要するに職工名簿の調製及其の確實なる記載は今後工業主に於て相當重き負擔と爲るべきものであるが國家として存立する以上は之に戸籍法あると同様に苟くも工場として存立するからには其の之に屬する職工に付て基本的の記録がなければならぬので此の事は特殊の工場にとつては甚だ手数を要することであるかも知れぬが前記の精神に鑑み之が調製に遺漏なきを期さなければならぬ。

尙ほ從來職工名簿を備ふる工場では様式第二號の各欄の事項を記載せらうと思ふけれども若し其の或るものを缺くときは速に之を補足せなければならぬ職工名簿の調製は本年中の猶豫期間もある次第なれば此の際は可成新様式又は夫れ以上に改良せられたる方式に依つて(記載心得 第一第二)整理せむことを望むのである。

當時職工五十人以上を使用する工業主は施行規則の末段に掲ぐる様式第三號に依つて職工の負傷及疾病に關して届出を爲さなければならぬので此の事は從來種々の方法に依つて各工場に要求したのであるが毎に豫期の成果を收むることが出来なかつたので今回は常時職工五十人以上を使用する工場のみに対し此の義務を設定し特に省令中に届出の義務を規定し(施行規則 第二十四條)此の届出を怠り又其の届出に虚偽の記載を爲したる者に對しては法定の制裁を科することとしたのである其の斯の如く嚴格なる方法を探つた理由は工業主としては常に其の使用する職工の健康状態に注意し之に關し明確なる知識を有するは當然の務なるのみならず官廳としても亦各般衛生上の施設に關し確實なる基礎材料を有せなければならぬので從來本邦工場の衛生状態に關しては何等信憑すべき材料なく將來勞働保險其の他の施設を爲すに付ても全く其の材料を缺くの狀態であるから今回此の規定を設けて特に確實なる報告を強要することと爲つた次第である而して工場法の適用ある工場全般より之を要求するを當然とするのであるけれども此の如き統計は最も正確なるを要するを以て先づ衛生上に關し必ず相當の注意と施設あるべき五十人以上の職工を使用する工場から之を初め漸次其の他の工場にも及ぼさんとするのである。

第十一章 徒弟に關する規定

師匠と徒弟との關係を益親密ならしめ古來我工匠の誇としたる恩愛の美風を永久に保存すると同時に精

巧を要する各般の工業に對し多數の熟練職工を供給するの方途を立つことは最も望ましきことであるからして施行令中に徒弟に關する數箇條の規定を設けて工場法第十七條の委任の趣旨に副はむことを期したのであるが我工業界の現勢は益大仕掛となり従て一工場の使用職工の員數も日に益増加し「自由競争」の結果職工徒弟の去就も亦頗る頻繁と爲りたるが爲往昔に於けるが如き鞏固なる徒弟の制度は今日に於て之を保持せしむること頗る六ツ箇條のであるが大工場中往々遠大の考を以て徒弟を收容し其工場譜代の熟練職工を養成せむことを試むるものもあつて斯くの如きことは法律上の強制を受けずとも其の工場獨特の美風を以て熟練職工を得むとするものであつて最も推賞すべき企圖であるからして施行令第二十八條以下は實に工業主をして此の目的に副はしめむことを精神とするものに外ならないのである併し徒弟は地方長官の認可の下にのみ存在するものであつて此の認可なき以上は假令其の名稱は徒弟其他職工に非ざる旨の稱號を用ゐても苟も其の徒弟をして工場に於て就業せしむるの實ある以上は之を職工として工場法規の規定を適用するものである即ち施行令第三十二條の規定は之を定められたのである而して真正の徒弟を置く工業主は大正五年九月一日迄に諸般の準備を整へて施行令第二十九條の規定に依つて認可申請の手續を爲さなければならのである若し其手續を怠るときは一般職工と見做さるゝのである。

第十二章 差當り工業者の注意すべき事項

既に工場法の適用を受くるものなること確定したる工場の工業主は來る九月一日から左記規定の適用を受くることを覺悟しなければならぬのである。

一 十二歳未満の者を新に使用することは出來ないのであるが若し十歳以上の者を使用しやうと思ふときは地方長官の許可を得るを要するので此の場合に於ては地方長官は前掲大正五年農商務省訓令第十號に準據し許可を與ふるのである。

又十歳以下の職工は絶対に禁止せらるるのであるから工業主は此の際十歳以下の職工を使用するときは全部之を解雇しなければならぬのであるが大正五年九月一日に於て十歳以上の者を使用する場合に於ては其の者を引續き使用することは工場法第二條但書の公認せる所であつて此等の職工に付ては別に前段に陳べたやうな許可の手續を爲すことを要せないのである従て其の使用に付ても法律上何等の制限を受くる所でない然れども徳義上から見れば訓令第十號に準據して使用することは最も望ましき所であつて尙ほ右使用繼續の場合には施行規則第三十條の規定に依り本年九月三十日迄に届出の義務を履行することを忘れてはならぬのである。

二 保護職工を十二時間以上就業せしめざること(工場法) 例外は工場法第三條第二項及之に關聯(第三條)する施行規則第三條及工場法第八條

三 保護職工の中夜(午後十時より午前四時迄)業を廢止すること(例外は一)工場法第五條及之に關聯する施行規則第四條に規定する以上交替する場合は大正二十一年八月三十一日迄を期限とす)事業の性質上已むを得ざる場合及二工場法第六條に規定する二組

四 休日、休憩の強制(工場法第七條)

五 保護職工を危険又は衛生上有害の業務に使用せざること(工場法第九條乃至第十二條及之に關聯する施行規則第五條乃至第七條)

六 病者又は産婦の就業制限又は禁止(工場法第十二條及之に關聯する施行規則第八條乃至第十條)

七 扶助を爲すこと即ち工場法第十五條の規定及之に基く施行令第二章の規定及罰則は本年九月一日より直に有効なるものであつて扶助規則の作成は本年中の猶豫があるからと云ふて(施行令第十九條及第三十九條)扶助に關する法令の規定其のものが本年中有効ならざるが如く誤解してはならぬのである。

八 管理人の選任に關する規定(工場法第十八條)に依て管理人を選任せざるときは一切の責任を工業主自ら受くるものと思はなくてはならぬのである若し工場管理人を選ぶとせば其の工場に於て事實上工業主に代り一切の権限を有する者でなくてはならぬので單に名義のみの工場管理人は認可を受くることが出来ないのである。

尤も右等制限に附帶して官廳に交渉すべき事項其他準備に關し多少の時日を要すと認むる事項に付ては本年中に其の手續を爲せばよいので此の期間内に工業主は十分の研究を爲したる上定全なる書類を作製し工場法の要求に副ふやうにすべきである。

本年九月一日に於て工場法の適用を受くるに至りたる工場であつて本年々末迄に準備期間を置かれたる重なる事項を擧ぐれば概ね左の如きものである(施行令第三十九條施行規則第二十九條)

一 扶助規則を作製し扶助の金額、手續其他扶助に關し必要なる事項を定め地方長官に届出づること(工場令第十九條)

二 職工名簿を調製し工場毎に之を備付くること(工場令第二十一條施行規則第十六條)

三 施行令第二十二條に異なる慣習ある賃金の支拂に關する許可申請(施行令第三十八條第二項)

四 職工の貯蓄金管理方法の認可申請(施行令第二十五條)

五 學齡兒童を職工又は徒弟として收容せる工業主は其の就學に關し必要なる事項を定め認可を申請すること(施行令第二十六條)

六 職工の就業時間、休憩及休日に關する事項を工場内に掲示すること(施行規則第十二條)

七 扶助に關する事項を職工に周知せしむる方法を探ること(施行規則第十三條)

八 常時五十人以上の職工を使用する工業主は職工の疾病、負傷又は死亡の届出をなすこと(施行規則第二十四條)

右は専ら從來の工業主に關する猶豫であつて新たに工業を開始する者には直に同法令の適用を受くべきものである。

前各項の外尚ほ罰則に付特に注意すべきことは工場法第二十二條の規定であつて其の正文は左の如くで

ある。

工業主又は第十九條に依り工業主に代る者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者にして本法又は本法に基きて發する命令に違背する所爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず但し工場管理に付相當の注意を爲したるときは此の限に在らず工業主又は第十九條に依り工業主に代る者は職工の年齢を知らざるの故を以て本法の處罰を免るることを得ず但し工業主又は第十九條に依り工業主に代る者及取扱者に過失なかりし場合は此の限に在らず右に依れば工業主又は工場管理人其の他會社の取締役等は工場の管理に關しては直接に刑事上の責に任ずべきものであつて或る反則行爲があつた場合には其の行爲が全然自己の雇人又は従業者の所爲であつて自己は其の行爲を指揮したるものでもなく其の他に關與したることなく時としては全然其の反則行爲のあつたことすら之を知らなかつた場合であつても其の反則行爲の責任は工業主其の他に於て自ら負ふべきものとするのである尤も工場の管理に付て相當の注意を爲したることを證明し得る場合には其の責を免るることを得るも其の然らざる場合に於ては不測の罰科に處せらるることもあるかも知れぬから平素から雇人其の他の従業者をして自己の意に従ひ全然規律的に事務を處理する様豫め十分の注意と訓練とを爲して置かなければならぬのである。

工場法解説終

附 錄

工 場 法

(明治四十四年三月二十八日
法律第四十六號)

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

- 一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
- 二 事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

行政官廳ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ關スル條件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

第三條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

工 場 法

第四條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行十五年後ハ十四歳未満ノ者及二十歳未満ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一 一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

二 夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

三 晝夜連續作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ
前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六條 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四條ノ規定ヲ適用セス

第七條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設ケヘシ

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ十日ヲ超エザ

ル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限り第三

三條乃至第五條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限り第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條及第五條ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危険ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條 工業主ハ十五歳未満ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ料

品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

第十五條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

第十六條 職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條 第二條乃至第五條、第七條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者及第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲ササル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ

他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違背スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條、第十一條、

第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工場法施行令

(大正五年八月三日勅令第九十三號)

第一章 通 則

第一條 左ニ掲クル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ農商務大臣ノ定ムル原動機ヲ用キルモノハ此ノ限ニ在ラス

菓子、飴又ハ麵麩ノ製造

寒天、凍葛蕪、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ麩ノ製造

清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、酢、醬油又ハ味噌ノ製造

行李、簾、籠、和傘骨其ノ他ノ杞柳、籐、竹、篠、經木、蔓、莖又ハ藁ノ手工品ノ製造

經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製

「アタン」、「バナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製

扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造

紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造

形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造

被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫

工場法施行令

手工ニ依ル組紐ノ編製

刺繡、「レース」、「ボタンレース」又ハ「ドローンウオーク」ノ業

第二條 鑛業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス

第三條 左ニ掲クル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス

毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造

動物ノ剝製

金屬ノ熔融又ハ精煉

水銀ヲ用キル計器ノ製造

燐寸ノ製造

火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱

塗料又ハ顔料ノ製造

「エーテル」ノ製造

溶劑ヲ用キル護謨製品ノ製造

脂肪油ノ精製

溶劑ヲ用キル油脂ノ採收

「ボイル」油ノ製造

礦油ノ蒸溜又ハ精製

乾燥油又ハ溶劑ヲ用キル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用キル事業

金屬、骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨

硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎

織物又ハ編物ノ起毛

製棉

麻ノ梳解

其ノ他農商務大臣ノ命令ヲ以テ指定シタル事業

第二章 職工又ハ其ノ遺族ノ扶助

第四條 職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ當該職工ノ重大ナル過失ニ因ル

コトヲ證明シタル場合ヲ除クノ外本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ

同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテ變更セララルコトナシ

工場法施行令

第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

第六條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金二分ノ一以上ノ扶助料ヲ支給スヘシ但シ其ノ支給引續キ三月以上ニ涉リタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ賃金三分ノ一迄ニ減スルコトヲ得

第七條 職工ノ負傷又ハ疾病治愈シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ工業主ハ左ニ掲クル區別ニ依リ扶助料ヲ支給スヘシ

- 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 賃金百七十日分以上
- 二 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金百五十日分以上
- 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外 賃金百日分以上
- 四 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ 賃金三十日分以上

第八條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族ニ賃金百七十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ十圓以上ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十條 遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第十一條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス
- 二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス
- 三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス
- 四 前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十二條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主
- 二 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者
- 三 職工ノ親族又ハ職工ト同一ノ家ニ在ル者ニシテ職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條 第六條ノ規定ニ依ル扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ第五條ノ規定ニ依ル費用ヲ本人ニ支給スル場合亦同シ

第十四條 第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ工業主ハ賃金百七十日分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

第十五條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

- 一 職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ
- 二 扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條 第六條乃至第八條及第十四條ノ規定ニ依ル扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

- 一 定額ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額
- 二 稼高又ハ就業時間ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前就

業三十日分ノ賃金ノ平均額但シ就業三十日ニ滿タサルトキハ其ノ賃金ノ平均額トス

- 三 前二號ノ規定ニ依リテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ニ於テ定ムル金額但シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方長官之ヲ定ム

第十七條 前條第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ金額ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ價額ハ之ヲ金額中ニ加算ス

第十八條 地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、第七條各號ニ掲クル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第十九條 工業主ハ扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ扶助規則ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十條 地方長官必要ト認ムルトキハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得
第二十章 官立工場ニ於ケル職工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ル

第二十一章 職工ノ雇入、解雇及周旋
第二十一條 工業主ハ職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ

職工名簿ニ記載スヘキ事項ニ關シテハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支拂フヘシ

第二十三條 工業主ハ職工ノ死亡若ハ解雇ノ場合又ハ農商務大臣ノ定ムル場合ニ於テ權利者ノ請求アリタルトキハ遲滞ナク賃金ヲ支拂フヘシ

前項ノ場合ニ於テ積立金、信認金其ノ他何等ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工ノ貯蓄金ハ遲滞ナク之ヲ返還スヘシ

第二十四條 工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ前二條ノ規定ニ違反スル契約又ハ工業主ノ受クヘキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル契約ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ノ事項ニ付豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト
- 二 職工カ雇入契約ニ違反シ其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セラルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルコト

第二十五條 職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工業主ハ豫メ確實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十七條 未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ又ハ第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受タル職工若ハ第七條第一號第二號ニ該當スル職工解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合亦同シ

第十八條ノ規定ハ前項ノ旅費ニ關シ之ヲ準用ス

第四章 徒弟

第二十八條 工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト
- 二 一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト
- 三 品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト
- 四 地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セラルルコト

第二十九條 工業主前條第四號ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 徒弟ノ員數
- 二 徒弟ノ年齡
- 三 指導者ノ資格

工場法施行令

- 四 教習ノ事項及期間
- 五 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
- 六 休日及休憩ニ關スル事項
- 七 品性修養ニ關スル監督ノ方法
- 八 給與ノ方法
- 九 第三十條ノ規定ニ依リ設クル規程
- 十 徒弟契約ノ條項

第三十條 徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付キ十五歳未滿ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危険ヲ避ケ及衛生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ

第二十六條及之ニ關スル罰則ハ徒弟ノ收容ニ之ヲ準用ス

第三十一條 地方長官ハ工業主ニ於テ第二十八條第四號ノ規程ニ遵ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコト能ハスト認ムルトキハ之ヲ矯正スル爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ第二十八條第四號ノ認可ヲ取消ス
コトヲ得

第三十二條 第二十八條ノ條件ヲ具備セサル者ニ對シテハ工業主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工ニ關スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第二十八條第四號ノ認可ヲ取消サレタルトキ從來ノ徒弟ニ付

亦同シ

第五章 罰則

第三十三條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 地方長官ノ爲シタル扶助規則變更ノ命令ニ違反シタルトキ
- 二 職工ノ雇入ニ付許術ヲ用キタルトキ
- 三 第二十四條ニ違反シ又ハ同條但書ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ違反シタルトキ
- 四 不正ニ扶助義務ノ全部若ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所爲ヲ爲シタルトキ
- 五 不正ニ賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務又ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所爲ヲ爲シタルトキ
- 六 第二十五條ノ認可ヲ受ケヌ又ハ認可ヲ受ケタル方法ニ依ラスシテ職工ノ貯蓄金ヲ管理シタルトキ

- 七 第二十六條ノ認可ヲ受ケヌシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シタルトキ
 - 八 第二十八條第四號ノ規程又ハ第三十一條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ違反シタルトキ
- 工業主ノ爲ニスル職工ノ雇入ニ付許術ヲ用キタル者又ハ工業主ヲシテ不正ニ前項第四號若ハ第五號ニ掲クル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメ若ハ免レシメムトスルノ所爲ヲ爲シタル者ハ罰前項ニ同シ但シ

工場法施行令

其ノ者ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 職工ノ周旋ニ付詐術ヲ用キタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 職工名簿ノ調製又ハ備付ヲ怠リタルトキ
- 二 扶助規則ノ作成若ハ届出ヲ怠リタルトキ
- 三 通貨ニ非ラサルモノヲ以テ賃金ヲ支拂ヒタルトキ

第三十六條 本令ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本令ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

第三十七條 本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間本令施行前ノ契約ニ之ヲ適用セス

賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後三年内其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 本令施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月内ハ第十九條、

第二十一條、第二十二條、第二十五條及第二十六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本令施行ノ際職工ノ貯蓄金ヲ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シ若ハ徒弟トシテ收容スル工業主前項ノ期間内ニ第二十五條、第二十六條又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第二項ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第四十條 現行ノ命令ハ工場法又ハ本令ニ抵觸セサル限り本令施行ノ爲其ノ效力ヲ妨ケラルルコトナシ

第四十一條 本令ニ定ムルモノノ外主務大臣及地方長官ハ職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締其ノ他本令施行ノ爲必要ナル事項ニ關シ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十二條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

工場法施行規則

(大正五年八月三日)
農商務省令第十九號

第一條 工場法施行令第一條ノ規定ニ依ル原動機ハ蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ベルトン水車及電動機トス

第二條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニ付亦同シ

第三條 器械生絲製造ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ工場法施行後五年間ハ十四時間迄其ノ後十年間ハ十三時間迄延長スルコトヲ得

織物及編物ノ業務ニ付テハ工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ工場法施行後二年間ハ十四時間迄延長スルコトヲ得

第四條 工場法第五條第一項ニ掲クル業務ノ種類左ノ如シ

- 一 魚介ノ罐詰、燻詰、鹽藏、燻製、煮乾其ノ他腐敗又ハ變質ヲ防止スルニ必要ナル業務
- 二 果實ノ罐詰又ハ果實酒ノ醸造ニ關スル業務
- 三 新聞紙ノ印刷ニ關スル業務

三 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準スヘキ急性熱性病

四 微毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病

五 膿漏性結膜炎、「トラホーム」(著シク傳染ノ虞アルモノ)其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病

工業主ハ肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症増悪ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖健康ノ回復セサル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス但シ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 工業主ハ産後五週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後三週日ヲ經過シタル後醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 地方長官ハ前二條ニ掲クル場合ノ外工業主ニ對シ病者又ハ産婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得

第十一條 工場法第十四條ノ規定ニ依ル證票ハ様式第一號ニ依ル

第十二條 工業主ハ就業時間、休憩及休日ニ關スル事項ヲ工場内ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十三條 工場主ハ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシムヘシ

シ

第十四條 職工就業中又ハ工場及附屬建設物内ニ於テ負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ遲滞ナク醫師ヲシテ診斷又ハ檢案ヲ爲サシムヘシ

第十五條 工場法施行令第十六條第一號ノ定額又ハ第十七條ノ給與ノ算出方法ニ關シ契約又ハ慣習ナキ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十分シ月ヲ以テ定メタルトキハ三十分シテ一日ノ賃金又ハ給與ヲ定ム

第十六條 職工名簿ノ記載ハ様式第二號ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第十七條 職工名簿ノ用紙ハ職工ノ死亡又ハ解雇後五年間之ヲ保存スヘシ

第十八條 工業主カ其ノ職工ニ付工場間ニ又ハ工場ト工場外トノ間ニ所屬ノ移動ヲ行ヒタル場合ニ於テハ職工名簿ノ記載ニ付雇入又ハ解雇アリタルモノト看做ス

第十九條 職工ノ雇入及扶助ニ關スル書類ハ工場毎ニ之ヲ備置クヘシ

前項ノ雇入ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間、扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第二十條 工場法施行令第二十三條ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

- 一 職工カ一月以上ニ涉リテ歸郷スルトキ
 - 二 職工カ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ
 - 三 其ノ他地方長官ノ命令ヲ以テ定メタル場合
- 第二十一條 工業主工場管理人選任ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ申請書ニ其ノ履歷書ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第二十二條 工業主ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 工場法第十八條第三項但書ニ依リ工場管理人ヲ選任シタルトキ
- 二 工場管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキ
- 三 第十七條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ

第二十三條 工業主扶助規則ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ヲ一月前ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十四條 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付テハ工業主ハ様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 第八條、第九條、第十二條乃至第十四條、第十六條、第十七條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタル者、第十條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者及職工名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十六條 第二十二條乃至第二十四條ノ届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十七條 本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

第二十八條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第十二條、第十三條及第二十四條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十條 工場法施行ノ際十歳以上十二歳未滿ノ者ヲ引續キ就業セシムル工業主ハ大正五年九月三十日迄ニ其ノ氏名、男女別、生年月日及雇入年月ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

職工名簿記載心得

- 一 職工名簿ハ職工毎ニ少クトモ用紙一枚ヲ備ヘ其ノ體裁ハカード式其ノ他ノ方式ニ依リ工業主ノ便宜ニ從ヒ之ヲ定ムヘシ
- 二 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ、各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケルコトヲ妨ケス
各欄ノ位置ハ本様式ニ掲クル順序ニ依ルヘシ但シ本則施行ノ際使用スル職工名簿ニ付テハ新名簿調製ニ至ル迄ノ間從前ノ順序ニ依ルコトヲ得
- 三 職工名簿ハ職工ノ業務別、男女別又ハ女工及十五歳未満ノ男工ト其ノ他ノ職工トヲ區別スル等便宜ニ從ヒ各別ニ之ヲ調製スルコトヲ妨ケス
- 四 履歷欄ニハ職工ノ學業及業務上ノ履歷ノ概略ヲ記載スヘシ
- 五 雇入欄ニハ雇入又ハ雇入更新ノ年月日、雇入期間ノ定アルモノハ其ノ期間其ノ他雇入ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 六 解雇欄ニハ解雇ノ年月日、事由其ノ他解雇ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
職工死亡シタルトキハ本欄ニ其年月日、死亡ノ原因、死亡ニ至ル迄ノ經過ヲ記載スヘシ
- 七 雜欄ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- イ 女子及十五歳未満ノ男工カ同一日ニ於テ他工場ニモ就業スル場合ニ於テハ他工場ニ於ケル就業時間(工場法第三條第三項)
- ロ 職工カ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ヲ豫告シタルトキハ其ノ氏名、住所、職工トノ關係及豫告ノ年月日(工場法施行令第十二條但書)
尙本欄ニハ工業主ニ於テ必要ト認ムル雜件ヲ記載スルモノトス
- ハ 各票作成ノ當務者ハ雜欄其ノ他便宜ノ場合ニ作成ノ年月日ヲ記載シ署名又ハ捺印スヘシ

工場法第二條第二項ニ依ル就業許可ニ關スル件

(大正五年八月三日
農商務省訓令第十號)

第一條 輕易ナル業務ノ範圍左ノ如シ

- 一 菓子、卷煙草、黃磷ヲ使用セサル燐寸(黃磷ヲ使用スル燐寸ニ付テハ工場法施行後二年間ヲ限リ之ヲ輕易ナル業務トシテ取扱フコトヲ妨ケス)、刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付
- 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
- 三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛
- 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理
- 五 織物工場ニ於ケル篋通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷

第二條 地方ノ狀況ニ依リ前號ニ掲クルモノ以外ノ業務ニ付就業ヲ許可セムトスルトキハ其ノ業務ニ付豫メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 許可ニハ少クトモ左ノ條件ヲ附スヘシ

- 一 一日ノ就業時間ハ六時間ヲ超エサルコト
- 二 一日ノ就業時間カ三時間ヲ超ユルトキハ就業時間中ニ三十分以上ノ休憩時間ヲ設クルコト
- 三 毎月四回以上ノ休日ヲ設クルコト

警視廳令工場法施行細則

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ工場法ヲ施行令ト稱スルハ工場法施行令ヲ施行規則ト稱スルハ工場法施行規則ヲ指ス

第二條 工業主ハ其ノ工場ニシテ法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シ又ハ現ニ適用ヲ受クル工場ニシテ之ヲ受ケサルニ至ルヘキ事由ヲ生シタルトキハ十日以内ニ警視廳ニ届出ツヘシ

第三條 法ノ適用ヲ受クル者ノ届出事項左ノ如シ

- 一 職工男女別人員
- 二 就業時間
 - 滿十五歳以上ノ男子就業時間
 - 十五歳未滿ノ者及女子ノ就業時間並業務ノ範圍
- 三 職工ヲ二組ニ分チ交替就業セシムル場合ノ就業時轉換方法
- 三 休憩時間並其ノ配置方法動力ヲ使用スル者ニ在リテハ運轉休止ノ有無
- 四 休日ノ日時
- 五 賃金計算方法及支拂日
- 六 職工雇入又ハ募集ノ方法
- 七 職工服務ニ關スル事項

警視廳令

- 八 寄宿舎ニ關スル事項
- 九 積立金信認金ニ關スル事項
- 十 違約金又ハ損害賠償ニ關スル事項
- 十一 契約ニ關スル事項
- 十二 賞與又ハ懲戒ニ關スル事項
- 十三 醫療ニ關スル事項

前項各號ノ事項ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ警視廳ニ届出ツヘシ

第四條 工業主ハ法第八條第二項又ハ第四項ノ事由ニ因リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ警視廳ニ願出ツヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 就業時間ノ延長ヲ要スヘキ事由
 - 二 延長ヲ要スヘキ就業時間及期間
 - 三 就業時間ノ延長ヲ要スヘキ作業ノ種別
 - 四 前各號ノ外法第八條第二項ノ場合ニ於テハ休日廢止ノ有無及休憩時間並其ノ配置方法
- 第五條 法第八條第三項ノ事由アル場合ニ於テハ工業主ハ前條第一號乃至第三號ノ事項ヲ具シ警視廳ニ届出ツヘシ

第六條 前二條ノ場合ニ於テ就業時間ヲ延長スヘキ事由ノ消滅シタルトキハ其ノ旨直ニ警視廳ニ届出ツヘシ

第七條 工業主ハ工場法第二條第二項ニ依リ十歳以上十二歳未満ノ者ヲシテ左ノ業務ニ就カシムルトキハ其ノ男女別人員作業方法就業時間休憩時間及其ノ配置方法並休日ヲ定メ警視廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

- 一 菓子、卷煙草、燐寸、(黃燐ヲ使用セサルモノ)黃燐燐寸(工場法施行後二年間トス)刷子又ハ紐釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴付、包裝又ハ標紙ノ貼付
- 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
- 三 印刷製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛
- 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理
- 五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷
- 六 前各號ノ外告示ヲ以テ定メタル業務

第八條 工業主ハ施行令第五條乃至第九條ノ事實在リタルトキハ支給ヲ受ケタル者ノ住所、氏名、年齢(遺族扶助料又ハ葬祭料ニ付テハ本人ノ遺囑遺言)支給ノ原因及金額ヲ其ノ都度警視廳ニ届出ヘシ但シ施行令第五條ノ療養費及第六條ノ扶助料支給ニ限リ其ノ人員、金額ヲ様式第一號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ警視廳ニ届出ツヘシ

第九條 前條ノ事項ニ關シテハ様式第二號ノ定ムル所ニ依リ工場毎ニ療養扶助人名簿ヲ調製シ其ノ顛末

警視廳令

ヲ記載スヘシ

第十條 工業主ハ施行規則第八條第一項第一號乃至第三號及第二項ノ疾病ニ罹レル者ヲ發見シタルトキハ患者ノ住所、氏名、年齢ヲ遲滯ナク警視廳ニ届出ツヘシ同條第一項第四號又ハ第五號ノ患者ニ對スル傳染豫防ノ處置ヲ爲シタルトキ亦同シ

第十一條 新ニ設置セムトスル製造工場取扱場等ニシテ法ノ適用ヲ受クヘキ者ニ對スル願書記載ノ事項ハ當該規定ニ依ルノ外仍本令第三條各號ノ事項ヲ具備スヘシ但シ第七號以下ノ事項ニ付テハ事業開始前届出ツルコトヲ妨ケス前項ノ届出事項ニシテ設置許可前之ヲ變更シタルトキハ其ノ旨當該官廳ニ届出ツヘシ

第十二條 工業主ハ工場管理人ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ履歴書ノ外工業主ト管理人ト連署シタル選任契約書謄本ヲ添付スヘシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人ノ認可ヲ與ヘス又ハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 工場管理ニ付實權ヲ附與セサルモノト認ムル者
- 二 未成年者復權セサル家資分散者破産者禁治産者準禁治産者
- 三 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ滿二年ヲ經過セサル者
- 四 前科アリテ改悛ノ情顯著ナラサル者
- 五 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行猶豫中ノ者
- 六 前號ノ猶豫期間滿了ノ日ヨリ滿三年ヲ經過セサル者

七 其ノ他工場管理人タルニ適セスト認ムルトキ

第十四條 施行令施行規則並本令ノ規定ニ依リ警視廳ニ提出スル願届書ハ總テ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十五條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 本令ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届出ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 二 第九條ノ名簿記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

第十六條 工業主カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス
法人ノ代理者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタル場合ニ於ケル罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テ法人ノ代理者又ハ管理人ヲ被告人トス

附 則

第十七條 本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 本令施行ノ際法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ大正五年九月三十日限リ第三條第一項ノ事項ヲ警視廳ニ届出ツヘシ
前項ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

大正五年八月二十四日印刷
大正五年八月廿七日發行

定價金十二錢

東京府豊多摩郡西大久保三百四十番地

編輯者 兼 高塚昌平

印刷者 東京市牛込區榎町七番地 渡邊八太郎

印刷所 東京市牛込區榎町七番地 日清印刷株式會社

327
389

終

